



設に改める。  
第五十六條第一項中「第七号」を「第七号の二」に改める。

第五十六條の二第二項中「設置した」を「設置する」に、「その修理」を「その新設(社会福祉事業法第二十九條第一項の規定により設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の施設に限る。)」に改める。

第六十三條の次に次の二条を加える。

第六十三條の二 都道府県知事は、第三十一條第一項の規定にかかわらず、当分の間、第二十七條第一項第三号の規定により精神薄弱児施設(国の設置する精神薄弱児施設を除く。)に入所した児童であつてその障害の程度が重度であるものについて、引き続き入所させておかなければその者の福祉をそこなうおそれがあると認めるときは、満二十歳に達した後においても、引き続きその者をその施設に在所させることができる。

都道府県知事は、第三十一條第二項の規定にかかわらず、当分の間、第二十七條第一項第三号の規定により肢体不自由児施設に入所した児童又は同条第二項の規定による委託により国立療養所に入所した第四十三條の三に規定する児童であつてその障害の程度が重度であるものについて、引き続き入所させておかなければその者の福祉をそこなうおそれがあると認めるときは、満二十歳に達した後においても、引き続きその者を肢体不自由児施設に在所させ、若しくは第二十七條第二項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更することができる。

前項に規定する変更の措置は、この法律の適用については、第二十七條第一項第三号又は第二項に規定する措置とみなす。

第一項又は第二項の場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聞かなければならない。

要があると認めるときは、重度の精神薄弱及び重度の肢体不自由が重複している満十八歳以上の者について、その者を重症心身障害児施設に入所させ、又は第二十七條第二項に規定する国立療養所に対し、その者を入所させて治療等を行なうことを委託することができる。

前項に規定する措置は、この法律の適用については、第二十七條第一項第三号又は同条第二項に規定する措置とみなす。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

(返還請求権を有する者が申し出るべき期間に關する経過措置)

2 一時保護を加えた児童の所持する物につき、この法律の施行前に、この法律による改正前の第三十三條の二第四項の規定により、その返還請求を申し出るべき旨を公告した場合における当該返還請求を申し出るべき期間は、この法律による改正後の同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 (社会福祉事業法の一部改正)  
社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

2 第二條第二項第二号中「盲ろうあ児施設」を「盲ろうあ児施設に、」し「肢体不自由児施設」を「肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」に改める。

4 (社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正)  
社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十一年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

2 第二條第一項第二号中「し」を「肢体不自由児施設」を「肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」に改める。

理由

新たに児童福祉施設に重症心身障害児施設を加

えるとともに、社会福祉法人の設置する児童福祉施設の施設に要する費用について補助することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律

(児童扶養手当法の一部改正)

第一條 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五條中「千四百円」を「千七百円」に、「二千円」を「二千四百円」に改める。

第九條中「二十四万円」を「二十六万円」に、「四万円」を「六万円」に改める。

第十條第一号中「四十九万円」を「五十七万円」に改め、同条第二号中「四十九万円」を「五十七万円」に、「所得税法第七十七條第一項」を「所得税法第八十三條第一項」に改め、同条第三号中「四十九万円」を「五十七万円」に、「所得税法第七十七條第一項」を「所得税法第八十三條第一項」に、「所得税法第七十八條第一項」を「所得税法第八十四條第一項」に改める。

第十二條第二項第一号中「二十四万円」を「二十六万円」に、「四万円」を「六万円」に改める。

(特別児童扶養手当法の一部改正)

第二條 特別児童扶養手当法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五條中「千四百円」を「千七百円」に改める。

第七條中「二十四万円」を「二十六万円」に、「四万円」を「六万円」に改める。

第九條第一号中「四十九万円」を「五十七万円」に改め、同条第二号中「四十九万円」を「五十七万円」に、「所得税法第七十七條第一項」を「所得税法第八十三條第一項」に改め、同条第三号中「四十九万円」を「五十七万円」に、「所得税法第七十七條第一項」を「所得税法第八十三條第一項」に、「所得税法第七十八條第一項」を「所得税法第八十四條第一項」に改める。

第八十四條第一項に改める。  
第十一條第二項第一号中「二十四万円」を「二十六万円」に、「四万円」を「六万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一條中児童扶養手当法第十條の改正規定(「四十九万円」を「五十七万円」に改める部分を除く。及び第二條中特別児童扶養手当法第九條の改正規定(「四十九万円」を「五十七万円」に改める部分を除く。))は昭和四十二年六月一日から、第一條中児童扶養手当法第五條の改正規定及び第二條中特別児童扶養手当法第五條の改正規定は昭和四十三年一月一日から施行する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 この法律による改正後の児童扶養手当法第五條の規定は、昭和四十三年一月以降の月分の児童扶養手当について適用し、昭和四十二年十二月以前の月分の児童扶養手当については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の児童扶養手当法第九條、第十條(同法第十一條の規定を適用する場合及び同法第十二條第二項第二号において例による場合を含む。及び第十二條第二項の規定は、昭和四十一年以降の年の所得による支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、昭和四十一年以前の年の所得による支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは、この法律による改正後の児童扶養手当法第十條(同法第十一條の規定を適用する場合及び同法第十二條第二項第二号において例による場合を含む。中「所得税法第八十三條第一項」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)」による改正前の所得税法第七十七條第一項」と、「所得税法第八十四條第一項」に規定する控除額に相当する額」とあるのは「五万八千七百五十

円」と、それぞれ読み替えるものとする。

(特別児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律による改正後の特別児童扶養手当法第五條の規定は、昭和四十三年一月以降の月分の特別児童扶養手当について適用し、昭和四十二年十二月以前の月分の特別児童扶養手当(昭和四十一年八月以前の月分にあつては、重度精神薄弱児扶養手当)については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の特別児童扶養手当法第七條、第九條(同法第十條の規定を適用する場合及び同法第十一條第二項第二号において例による場合を含む)及び第十一條第二項の規定は、昭和四十一年以降の年の所得による支給の制限及び特別児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、昭和四十一年以前の年の所得による支給の制限及び特別児童扶養手当(昭和四十一年八月以前の月分にあつては、重度精神薄弱児扶養手当)に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは、この法律による改正後の特別児童扶養手当法第九條(同法第十條の規定を適用する場合及び同法第十一條第二項第二号において例による場合を含む)中「所得税法第八十三條第一項」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)による改正前の所得税法第七十七條第一項」と、「所得税法第八十四條第一項に規定する控除額に相当する額」とあるのは「五万八千七百五十円」と、それぞれ読み替えるものとする。

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第四條 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第四十二條第六項中「重度精神薄弱児扶養手当法」を「特別児童扶養手当法(昭和三十九

第一類第七号 社会労働委員会議録第十二号

年法律第三十四号)に改める。

### 理由

児童扶養手当及び特別児童扶養手当について、その額を引き上げるとともに、所得による支給の制限を緩和する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 国民年金法の一部を改正する法律案

国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四十七條第二項中「支給の停止は行わず、また、その母子年金又は準母子年金が第六十五條第三項から第五項までの規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額(当該遺児年金の受給権者が二人以上であるときは、その額をその受給権者の数で除して得た額)の限度においてのみ、前項の規定による支給の停止を行うものとする」を「支給の停止を行なわれない」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する母子年金又は準母子年金が第六十一條又は第六十四條の三の規定により支給されるものであり、かつ、同項に規定する遺児年金の額がその母子年金又は準母子年金の額(その母子年金又は準母子年金が第六十五條第三項から第五項までの規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額とし、当該遺児年金の受給権者が二人以上であるときは、これらの額をその受給権者の数で除して得た額とする。)をこえるときは、そのこえる部分については、第一項の規定による支給の停止を行なわれない。

第六十二條中「二万四千元」を「二万四千元」に改める。  
第六十五條第三項から第五項までを次のように改める。  
昭和四十二年五月二十五日

改める。

3 第一項に規定する福祉年金の額が、同項第一号に規定する給付の額(その給付が、その額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額)をこえるときは、そのこえる部分については、同項の規定にかかわらず、当該福祉年金の支給を停止しない。

4 第一項に規定する福祉年金の額及び同項第一号に規定する給付の額(その給付が、その額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額)次項において同じ)が、いずれも十二万九千五百円未満であり、かつ、当該給付が、恩給法による増加恩給、同法第七十五條第一項第二号に規定する扶助料その他政令で定めるこれらに準ずる給付であつて、廃疾又は死亡を事由として政令で定める者に支給されるものであるときは、第一項及び前項の規定を適用しない。

5 前項の場合において、第一項に規定する福祉年金の額と同項第一号に規定する給付の額とを合算した額が十二万九千五百円をこえるときは、前項の規定にかかわらず、当該福祉年金のうちそのこえる額に相当する部分については、その支給を停止する。

第六十五條第六項中「二十四万円」を「二十六万円」に、「四万円」を「六万円」に改める。

第六十六條第一項第一号中「四十九万円」を「五十七万円」に改め、同項第二号中「四十九万円」を「五十七万円」に、「所得税法第七十七條第一項」を「所得税法第八十三條第一項」に改め、同項第三号中「四十九万円」を「五十七万円」に、「所得税法第七十七條第一項」を「所得税法第八十三條第一項」に、「所得税法第七十八條第一項」を「所得税法第八十四條第一項」に改める。

第六十七條第二項第一号中「二十四万円」を「二十六万円」に、「四万円」を「六万円」に改める。

第七十七條中「一万八千円」を「一万九千二百円」に改める。

第七十九條の二第三項中「一万八千円」を「一万

九千二百円」に改め、同条第六項中「第六十五條」を「第六十五條第一項、第二項及び第四項から第七項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

7 老齢福祉年金の受給権者が第六十五條第一項第一号に該当する場合において、その者の受ける同号に規定する給付の額(その給付が、その額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額)の項において以下同じ)が二万四千円未満であり、かつ、当該給付が同条第四項に規定する給付以外の給付であるときは、前項において準用する同条第一項の規定にかかわらず、当該老齢福祉年金の支給を停止しない。ただし、当該老齢福祉年金の額と当該給付の額とを合算した額が二万四千円をこえるときは、当該老齢福祉年金のうちそのこえる額に相当する部分については、この限りでない。

### 附則

#### (施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六十六條第一項の改正規定(四十九万円を「五十七万円」に改める部分を除く。)は昭和四十二年六月一日から、第五十八條、第六十二條、第六十五條第三項から第五項まで、第六十七條並びに第七十九條の二第三項及び第六項の改正規定並びに同条に第七項を加える改正規定は昭和四十三年一月一日から施行する。

(遺児年金の支給停止に関する経過措置)

第二條 この法律による改正後の第四十七條第三項の規定は、昭和四十二年一月以降の月分の遺児年金について適用する。

(福祉年金の額の改定)

第三條 昭和四十三年一月一日前に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金(以下「福祉年金」という。)の受給権者取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の第五十八條、第六十二條、第六十四條の四において準用する場合を含む)又は第七

十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

(福祉年金の額に関する経過措置)

第四条 昭和四十二年十二月以前の月分の福祉年金の額については、なお従前の例による。

(福祉年金の支給停止に関する経過措置)

第五条 この法律による改正後の第六十五条第三項から第五項まで(第七十九条の二第六項において準用する場合を含む)及び第七十九条の二第七項の規定は、昭和四十三年一月以降の月分の福祉年金について適用し、昭和四十二年十二月以前の月分の福祉年金についての第六十五条第一項第一号に規定する給付を受けることができることによる支給の停止については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の第六十五条第六項、第六十六条第一項(同条第二項の規定を適用する場合を含む)及び第六十七条第二項(第七十九条の二第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む)の規定は、昭和四十一年以降の年の所得による福祉年金の支給の停止について適用し、昭和四十年以前の年の所得による福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは、この法律による改正後の第六十六条第一項(同条第二項の規定を適用する場合、第六十七条第二項において例による場合及び第七十九条の二第六項において準用する場合を含む)中「所得税法第八十三条第一項」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)による改正前の所得税法第七十七条第一項」と、「所得税法第八十四条第一項に規定する控除額に相当する額」とあるのは「五万八千七百五十円」と、それぞれ読み替えるものとする。

(支給停止の解除)

第六条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百三十号。以下この条

において「法律第百三十号」という)附則第三十二条第一項の規定により同法第三十二条の規定の施行後も引き続き従前の例によりその支給を停止すべきこととされた障害年金(障害福祉年金を除く)又は母子年金(母子福祉年金を除く)若しくは準母子年金(準母子福祉年金を除く)で、この法律の公布の際まだその支給が停止されるべき期間が経過していないものについては、同項の規定にかかわらず、この法律の公布の日の属する月の翌月分(公布の日が月の初日であるときは、公布の日の属する月分)以降、支給の停止を行なわない。

2 前項の規定により支給停止が解除される月分の同項の年金については、その裁定された額の三分の二に相当する額をもつて当該年金の額とする。

3 前二項の規定は、法律第百三十号附則第十八条第一項又は第二十六条第一項の規定により同法第三十二条の規定の施行後も引き続き従前の例によりその支給を停止すべきこととされた船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による障害年金又は遺族年金及び厚生年金保険法(昭和十九年法律第百十五号)による障害年金又は遺族年金について準用する。この場合において、前項中「三分の二」とあるのは、「十分の八」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第一項の規定により支給停止が解除される月分の前項の年金については、船員保険法第五十八条第一項及び厚生年金保険法第八十条第一項の規定を適用しない。

理由

福祉年金について、その額を引き上げるとともに、所得による支給の制限を緩和する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律

社会福祉事業振興会法(昭和二十八年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める。

第十一条に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

第二十三条第一項第一号中「修理」を「新設、修理」に改める。

第五章中第三十一条の次に次の一条を加える。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十一条の二 振興会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三十四条の二第二号中「第二十八条第一項」の下に「及び第三十一条の二」を加える。

附則第八項中「又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者更生援護施設を設置する民法第三十四条(公益法人)の法人を、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者更生援護施設、老人福祉法(昭和三十一年法律第百三十三号)に規定する老人福祉施設又は母子福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)に規定する母子福祉施設を設置する民法第三十四条(公益法人)の法人、児童福祉法に規定する児童福祉施設を設置する宗教法人」に改める。

附則第十七項を附則第二十項とし、附則第十項から附則第十六項までを三項ずつ繰り下げ、附則第九項の次に次の三項を加える。

10 振興会は、政令の定めるところにより、社会福祉法人が昭和三十八年度から昭和四十一年度までの間において年金福祉事業団からその設置する社会福祉事業施設の改造に必要な資金として借り入れた借入金の利子に相当する金額を、

年金福祉事業団に交付するものとする。

11 前項の規定により振興会が年金福祉事業団に交付金を交付したときは、当該資金を借り入れた社会福祉法人から年金福祉事業団に対し、当該交付金の額に相当する額の当該借入金に係る利子の支払いがあつたものとみなす。

12 振興会は、政令の定めるところにより、昭和四十二年度において社会福祉法人に対しその設置する社会福祉事業施設の改造に必要な資金として貸し付ける貸付金については、利子を徴しないものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

社会福祉事業振興会の社会福祉事業施設を経営する者に対する融資を拡充するため、社会福祉事業振興会の業務に社会福祉事業施設の建設のための資金の貸付けの業務を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○川野委員長 提案理由の説明を聴取いたしました。厚生大臣坊秀男君。

○坊国務大臣 ただいま議題となりました児童福祉法の一部を改正する法律案について、その要旨及び提案の理由を御説明申し上げます。

まず改正の第一点は、重症心身障害児施設を新たに児童福祉施設に加えることとしたことであります。

重症心身障害児施設については、昭和三十八年度から予算措置によりこれらの児童に対し療育費等の補助を実施してきたところでありますが、今回、重症心身障害児施設の整備を促進し、かつ、入所児童の処遇内容の一層の向上をはかるため、これを児童福祉施設として規定しようとするものであります。

この施設は、重度の精神薄弱と重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて保護、治療及び日常生活の指導を行なうことを目的とするもの

でありまして、この施設に入所する者の年齢については、重症心身障害児の特殊性にかんがみ、特に満十八歳以上の年齢に達した後も社会生活に順応できるようにするまでの間は施設に在所することとができることとしており、さらに、当分の間は、満十八歳を越えた者をも、新規に重症心身障害児施設に入所させることができることとしたしております。

なお、これと同時に、重症心身障害児は国立療養所にその治療等を委託することができることとしたしております。

これは、重症心身障害児の療育が非常に困難を伴う関係上、地方公共団体、社会福祉法人等の施設のみでは入所定員を増加させることにも、おのずから限度がありますので、国立療養所においても重症心身障害児の療育を行なうとするものであります。

改正の第二点は、重度の精神薄弱児及び重度の肢体不自由児について施設の在所期間の延長をはかることとしたこととあります。

これらの児童については、昭和三十九年度より精神薄弱児施設及び肢体不自由児施設に重度障害者のみを対象とした重度棟を設置して、その対策を進めてきたところでありますが、今回はさらに、これらの者が満二十歳に達した後も、必要がある場合には、これらの施設に引き続き在所させることができることとしようとするものであります。

改正の第三点は、社会福祉法人が児童福祉施設を新設する場合の費用を国及び都道府県が補助することができることとしたこととあります。

保育所、重症心身障害児施設、精神薄弱児施設などの児童福祉施設の整備については、今後さらに積極的に進めなければならない現状であります。現行法では社会福祉法人等が施設を増設する場合に要する費用についてのみ補助できるところとされておりますので、今回、社会福祉法人が設置する児童福祉施設については、その新設に要する費用についても補助することができる道を開き、公私相まって児童福祉施設の整備を促進しようとするものであります。

なお、改正法は、昭和四十二年六月一日から施行することといたしております。

以上がこの法律案の要旨及び提案の理由であります。何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

児童扶養手当制度は、昭和三十七年に発足して以来数回の改正を経て、今日まで手当額の引き上げ、所得による支給制限の緩和等の改善が行なわれてまいりましたが、なお一その内容の充実を必要とするところであります。

また、特別児童扶養手当制度についても、昭和三十九年に重度精神薄弱児扶養手当制度として発足して以来その改善がはかられたところであり、特に昨年は支給対象児童の範囲の拡大をはかり、重度精神薄弱児のみならず重度の身体障害児についても手当を支給する等の改善が行なわれたところであり、さらに内容の充実が望まれるところであります。

今回の改正法案は、以上の趣旨のもとに、児童扶養手当制度及び特別児童扶養手当制度について、手当額を引き上げるとともに、所得による支給制限の緩和を行なうことにより、両手当制度の改善をはかることとしたものであります。

以下、改正法案のおもな内容について、御説明申し上げます。

まず、児童扶養手当に関する事項について申し上げます。

第一に、手当額の引き上げについてであります。その月額を、児童一人の場合は現行千四百円であるものを千七百円に、児童二人の場合には、現行の二千二百円を二千四百円に、児童三人以上の場合には現行では二千四百円に三人以上の児童一人につき四百円を加算することになっているものを

二千四百円に三人以上の児童一人につき四百円を加算した額とすることといたしております。

第二に、所得制限の緩和であります。支給対象者本人の所得による手当の支給制限の限度額は、現行では二十四万円にその扶養する児童一人につき四万円を加算した額になっているものを、二十六万円にその扶養する児童一人につき六万円を加算した額に引き上げるとともに、支給対象者の配偶者または扶養義務者の所得による手当の支給制限の基準額を引き上げて、扶養親族が五人の場合に例をとりますと、現行では八十一万七千五百円となつてゐるものを九十三万二千五百円にすることといたしております。

次に、特別児童扶養手当に関する事項について申し上げます。

第一に、手当額の引き上げについてであります。現行では児童一人につき月額千四百円であるものを千七百円に引き上げることといたしております。

第二に、所得制限の緩和についてであります。支給対象者本人の所得による手当の支給制限及び支給対象者の配偶者または扶養義務者の所得による手当の支給制限について、それぞれ児童扶養手当と同様に緩和することといたしております。

最後に、実施の時期についてであります。児童扶養手当及び特別児童扶養手当のいずれも手当額の引き上げに関する事項は昭和四十三年一月分から、支給制限の緩和に関する事項は昭和四十二年五月分から、それぞれ施行することといたしております。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました国民年金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

国民年金制度は昭和三十四年に創設され、同年十一月から福祉年金の支給を開始し、昭和三十六

年から本制度の中心である拠出制年金の実施に入り、現在では被保険者数約二百万人、拠出年金受給者数約八万人、福祉年金受給者数約三百万人を擁する規模に成長しております。また、昨年は本制度の第一回財政再計算期にあたり、拠出制年金を中心として大幅な改善を行ない、夫婦一万年年金が実現したところであります。被用者を対象とする厚生年金と並んで名実ともにわが国公的年金の二大支柱となった次第であります。

しかしながら、福祉年金については、それが現実に高齢者、障害者及び母子世帯の福祉に貢献している実情にかんがみ、一段とその内容の充実をはかる必要があるところであります。

今回の改正法案は、以上の趣旨にかんがみ福祉年金の改善をはかるため、年金額を引き上げるとともに所得制限の大幅な緩和をはかることとするものであります。

以下、改正法案のおもな内容につきまして順次御説明申し上げます。

第一に、福祉年金額の引き上げについてであります。福祉年金については、制度発足以来、数回にわたり年金額の引き上げを行ない、最近においては一昨年、昨年と引き続いてその引き上げをはかってまいったところであります。さらに本年もその引き上げを行なうことといたしております。すなわち、障害福祉年金は現行の二万六千四百円を三万四千円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金は二万四千円を二万六千円に、老齢福祉年金については、現行一万八千円を一万九千二百円に引き上げることといたしております。

第二に、所得制限の緩和について申し上げます。

その第一点は、福祉年金の受給者本人の所得による支給制限の緩和であります。市町村民税の老年者、障害者及び寡婦についての非課税限度額が引き上げられる見込みでありますので、これに合わせて現行の限度額二十四万円を二十六万円に引き上げるとともに、受給者が子等を扶養する場合において限度額二十六万円に加算する額を現行

の四万円から六万円に引き上げることとしたており。

第二点は、福祉年金受給者の配偶者及びその受給者を扶養している扶養義務者の所得による支給制限の緩和であります。標準世帯六人の場合を例にとりましますと、現行の限度額八十一万七千五百円を九十三万二千五百円と大幅に引き上げることとしたのであります。

これらの改正の実施の時期については、所得制限の緩和に関する事項は昭和四十二年五月から、年金額の引き上げに関する事項は昭和四十三年一月から施行することとしております。

このほか、業務上の事故により労災保険から給付を受けたときは、国民年金の給付は、六年間その支給が停止されることになっておりましたものを、昨年二月、労災保険の一時金を年金化したことに伴い、労災保険の減額された年金と併給されるように改めたのであります。その際、すでに労災保険から一時金による補償を受けている者に支給が停止されることとなっており、国民年金の支給が停止されることとなっており、その生活の実態に、今回これらの者に對して、その生活の実態にかんがみ、国民年金の支給停止を解除し、その一定額を支給するよう所要の措置を講ずることとしたてしております。なお、船員保険、厚生年金保険についても同様の措置を講ずることとしたてしております。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

社会福祉事業振興会は、社会福祉事業施設の設備及び運営に必要な資金の融資その他社会福祉事業に関する必要な助成を行なうとともに、社会福祉施設職員退職手当共済制度を運営している特殊法人であります。

社会福祉事業振興会の行なう社会福祉事業施設を経営する者に対する融資につきましては、かねがね民間社会福祉事業関係者から融資の拡充についての要望の強いことにかんがみまして、この際社会福祉事業振興会法の一部を改正し、業務の範囲の拡大をはかることとすものであります。すなわち、社会福祉事業振興会が従来行なっておりました社会福祉事業施設の修理、改造、拡張等のための資金の貸し付けのほか、新たにその新設のための資金の貸し付けを行なうこととしますとともに、経過規定で社会福祉法人に含めて貸し付け対象とされている法人の範囲を一定の範囲で拡大することがその内容であります。

これらのほか、社会福祉法人が、老朽度の著しい社会福祉事業施設を整備するため、昭和三十八年度から昭和四十一年度までの間に、年金福祉事業団から借り入れた借入金にかかると、社会福祉事業振興会が当該社会福祉法人にかわって支払うこととし、昭和四十二年に社会福祉事業振興会が同様の目的で社会福祉法人に貸し付ける貸し付け金の利子を徴しないこととする等、所要の規定の整備を行ないたいと考えております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○川野委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。箕輪登君。

○箕輪委員 まず最初に、重症心身障害児についてお伺いしたいと思ひます。

重症の肢体不自由と重症の精神発達の遅滞があるいわゆる重症心身障害児の発生原因は、主として脳性麻痺といわれておるわけですが、脳性麻痺につきましては、妊娠中あるいは分娩中に胎児に発生する原因の一つと考えられております。妊娠中あるいは分娩中に胎児に発生する原因の一つと考えられておるわけですが、これに對

しましていかなる施策を今日まで厚生省が行なってきたか、お伺い申し上げたいと思ひます。また、厚生省の行なつた実態調査によりますと、全国で一七七千三百人と推定される重症心身障害児、並びに成人を含めると一萬九千三百名にも及んでおると聞いておるわけですが、これらの重症心身障害児あるいは心身障害者に対して、いかなる対策が今日まで行なわれてまいりましたか、お伺いしたいと思ひます。

○田川政府委員 重症心身障害児及び重症心身障害者、こういう方々に対する施策をもつとやらなければならぬということが最近非常に強くなつておりますが、厚生省といひましては、こういう方々の方々に對して、三十八年から重症心身障害の児童を収容して療育する療育費の予算補助を実施するようになつてまいりました。また、ことしの三月末現在、重症心身障害児を収容する施設といひましては、公法人立の施設が十二カ所、千五百二十床、こういう施設をつくつております。それからもう一つは、そういう方々を施設に入らない在宅の重症者に対する施設でございますが、昨年度より、指導員にそういう方々を訪問させまして、療育の相談、指導をさせておるわけでありま。そのほか特別児童手当の支給も実施をされております。

それから、先ほど箕輪委員からの御指摘のように、そういう方々を重症児の生まれる原因が妊娠婦に關係があるということもございしますので、そういう方々を妊娠婦の指導に對しても、できるだけこれをやらなければならぬということをしておりま。この妊娠婦の指導については、こまかくは局長から説明をさせま。

○渥美政府委員 次官から御説明申し上げましたように、こういう重症心身障害児の発生原因となつておるもの、あるいは遺伝的な問題もございしますけれども、そのほか環境的な原因によつて起こり得るということが、いろいろな研究から最近指摘されておるわけでございます。そういう意味に

おきまして、たまたま昭和四十年一月一日から実施されました母子保健法という法律も、実施の段階に移りましたために、保健所なりあるいは母子健康センターというふうな施設を拠点といたしまして、妊娠婦なりあるいは乳幼児に對しまする保健指導というふうなものを強化してまいつておるのでございします。これには、保健所におきまして集団的に行なう場合もございしますし、また、自宅に参りましての訪問指導というふうな方法も講じてやつておるわけでございます。

○箕輪委員 ただいま御答弁にありましたような施策が現在まで行なわれてまいつたのでございします。それがそれにもかかわりませず、これまで法制化されなかつたことは、法制化されないといふだけじゃなしに、どちらかというところ、見のがされがちであつたということが考えられると思ひます。法制化の時期をいつたとしても、むしろおそきに失したといううらみがあります。そこで、今回法制化するに至りました理由を、ひとつお伺いしたいと思ひます。

○田川政府委員 法制化するのがだいたいおそかつたのじゃないかという御指摘でございますが、そういう面も確かにあると思ひます。ただ、今回法制化することになりましたのは、先ほど申し上げましたように、三十八年末からだんだんと内容も充実してまいつたわけでありまして、国立の療養所に設置できました十一カ所のほかにも、だんだん収容施設もふえてまいりました。そういう施設もだんだんとふえてきたということと、それから国立療養所に設置いたしました重症心身障害児の収容施設も、年次計画をもちましてこれからふやそうというところでありますし、今年度、四十二年度の予算にも、そういう施設をさらにふやそうという計画をしておるわけでありま。そういうふうな、大体整備体制というものが確立されようというふうな時期に来ておるわけでありま。そういう意味から、さらに施設の整備を促進するということと、それからもう一つは、入所児童の処遇をさらに向上させよう、こういうふうな目標のもと

に、今回重症心身障害児の対策を法制化するようになったわけでございます。

○箕輪委員 先ほども申し上げましたように、全国で一万九千三百名もおると推定されております。重症心身障害児あるいは重症心身障害者、しかも収容を必要とされておられるものが一万六千五百名もおるといわれておる現状から見ると、現在わずかに千六百床程度しか施設は整備されていない、こういう現状を見ますときに、一刻も早くすべての重症心身障害児あるいは心身障害者、これらがすべて収容できるように施設の整備をはかる必要があるかと考えるわけでありますが、この重症心身障害児あるいは心身障害者施設の整備計画がどのようなになっているか、お尋ね申し上げたいと思います。

○田川政府委員 重症心身障害児の数に比して収容施設が足りないという御指摘は、まさにそのとおりでございます。政府といたしまして、できるだけ施設を早くつくりたい、整備をしたいという気持ちでございます。年次計画を立てまして、重症心身障害児の施設を昭和四十五年までの計画として約八千床整備をしたいということでございます。これで大体収容を必要とする人の半数ぐらいいまで何とかいけるのではないかと考えております。

それから、先ほどちょっと触れましたけれども、四十二年度におきましては、国立の収容施設として六百床、これはその中で国立療養所に設置をするものが五百六十床、あとの四十床は整肢療養園、これは日本肢體不自由児協会に委託をしてやつておる国々の施設でございますが、そこに四十床、計六百床をつくる計画でございます。さらに公法人立の施設に五百床、こういう計画を持っております。

もちろん、いま箕輪委員御指摘のように、これで十分というわけでは決まてございませんで、先ほど申し上げましたように、これだけでもまだまだ半数程度であるということでございます。しかし、何ぶん施設だけつくって重症心身児の対策を

期するわけにはまいりませんで、そういうような子供たちを介護する人々の養成はからなければならぬのでございまして、不十分ではございませうけれども、できるだけひとつ施設を充実したい、一歩一歩充実していこう、こういうつもりでやつております。

○箕輪委員 ただいまの御答弁によりますと、昭和四十五年までに収容を要する児童の約半数を収容するべく施設を整備するというお話でございますが、私は、在宅の重症心身障害者の療育、これは非常に大事だと考えるのであります。家族の者にとりましては、非常にこの療育は困難をきわめておると思ひますし、当然医学的管理のもとに療育が行なわれる施設への収容が望ましいと考えるわけでありまして、施設の整備については、建物の整備のほかに、療育に従事する職員、特に専門職種の職員の養成、確保が非常に困難な情勢にあるわけでありまして、これに対する対策はどのようなようになっておりますか、お尋ね申し上げます。

○田川政府委員 先ほどもちょっと触れましたように、こういうような重症心身障害児を介護する人たちの養成というものはなかなかたいへんでございまして、特殊な仕事でございまして、またやつかない仕事でございまして、看護婦のほかに、保母さん、児童指導員というようなものを置かなければなりません。現在、大体収容児童二人につき一人の割合で療育を行なっておるようなわけでございまして、これらの介護職員の勤務というものは、なかなか複雑で困難な仕事でございまして、でありますから、こういう人たちの待遇も考えていかなければならない。これが、介護職員を養成していく上にも、また確保していく上におきましても、必要なことではないかと思ひます。今度の四

二十年度の予算におきましても、こういう専門職員の養成を確保しなければならぬという配慮で、給与の改善もはかつておるつもりでございます。○箕輪委員 御答弁で大体わかりますが、重症心身障害児あるいは障害者に対して、これからも施

設の整備などが適切にはかられてまいらうと考へたわけでありまして、重症心身障害者のいわゆる周辺疾患とも考えられる、単独の重度の肢體不自由や単独の重度の精神薄弱を持つてゐる児童に対する施策も、決してゆるがせにはできないものであると考へるわけでありまして、これらの重度の障害が単独である者に対する施策はどうなつておりますでしょうか。

○湯美政府委員 一般的に私どもの施策といたしまして、早い時期におきましては、精神薄弱児施設あるいは肢體不自由児施設の設置という施策を推進してまいつたのでございまして、御承知のように、精神薄弱児施設に収容される精神薄弱児につきましては、重度の者も非常に千差万別でありまして、重度の者もありまして、軽度の者もある。また、肢體不自由児施設における収容につきましても、日常絶えず介護を必要とするような重度の肢體不自由児もございまして、ある程度回復しまして社会復帰もできるというふうな症状の肢體不自由児もあるわけでございます。したがいまし

て、私どもの施策といたしましては、そういう子供たちの症状に応じての分類収容といひますか、分類介護といひますか、こういう方向に最近進んでまいつたのでございまして、昭和三十九年以降、一般の精神薄弱児施設におきましても、その一部に特に重い方の重度棟というものを、その開始したのでございまして、たとえば、知能指数が五五以下の方々であるとか、あるいは知能指数が五〇以下でありまして、言つて重複するとか、あるいは、精神薄弱児施設の中に重度棟を設けまして、実はその収容の定員は約千五百名に達してございまして、それからまた、肢體不自由児の分野におきましても、こういった日常絶えず介護を要するよう

な肢體不自由の子供のためには、やはり重度棟という設備を持ちまして、現在のところ約九百三十名程度の病床を確保しておるわけでございます。そういうふうな意味におきまして、特に重度の肢體不自由あるいは重度の精神薄弱、あるいは精神

薄弱と旨と考へるうとかが重複している、こういった方々に対しましては、施策をさらに推進して、こういった病床数あるいは収容定員数を今後ともふやしていく。これは重症心身障害児施設の増設と並行いたしまして、これらに関する施策もさらに大に充実していかなくてはならない、かように考へております。なお、先生御承知のように、国立の精神薄弱児施設というものが埼玉県にございまして、これは、いま申し上げましたような重度の精神薄弱の方ばかりを百二十五名収容しているということでございます。

なお、在宅のこういった方々に対しましては、特別児童扶養手当が月額千四百円いま支給されているということは、御承知のとおりだと思ひわけでございます。したがいまし、今後ともこういった各方面の施策につきましてはさらに重点を置いてまいりたい、かように思つておるわけでございます。

○竹内委員 ただいまの答弁に関連してお尋ねしたいと思ひますが、重症心身障害児とは何ぞやという定義をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○湯美政府委員 つまり、いま申し上げましたように、精神が重度であるという場合には重度の精神薄弱児、かようにわれわれ取り扱っているわけでありまして、また、肢體不自由の程度が非常に重度である、こういった場合には重度の肢體不自由児、こういうふうな場合に考へます。したがいまし、御質問のございました重症心身障害児施設に入る重症心身障害児と考へられます者は、この両者にも属さない者、つまり重度の精神薄弱と重度の肢體不自由、これが重複している、かような症状の方をわれわれは考へておるわけでございます。

○竹内委員 精神のほうは、たとえばIQ三五以下とか、あるいは言ふらうあの場合五〇でも云々ということとはわかるのですが、そうすると、肢體不自由の重度の程度でございませう。これはいわゆる一級、二級、三級というふうなのがあるわけですが、どこまでを一応お考へになつておるわけ

ですか。

○渥美政府委員 いまお話ございましたのは、身体障害者福祉法によりまする施行規則によりまして、一級、二級、三級というお示しがあつたと思つたのですが、私どももいたしましては、重度の肢体不自由児の程度は、いま申し上げましたように、おおむね一級及び二級に該当する、かように考へております。しかしながら、これは総合的にも精神薄弱との関係がございまして、一級、二級のみに限る、こういうふうに限定的には考へておらないわけでございます。

○竹内委員 一級、二級に限定はしないというお話でございますけれども、一級、二級というのは、ざぱりと言えば大體寝たつきりの子供、こういうぐあいに私どもは了解いたすわけでございまして、もちろんそういう子供さんに対しての援護の必要なことはわかるのでございしますが、親の立場から見ますと、寝たつきりの子供よりも多少動ける子供、これを持ったほうがよいに心配だと思つて、また、子供が多少動けるばかりに、親がいれば一日じゅう縛りつけられてしまふ、こういうことで、子供さんを持つてゐる苦勞としては、むしろこのほうが強いんじゃないか、こういうぐあいに考へるわけですね。現に、今回のこういうような重症心身障害児施設というものを新たに児童福祉施設の中に指定をしていくということは、各方面から歓迎されておりますが、それと同時に、私どものところの子供は一体今度入ることができのだからどうかという、こういう疑問がたふさんに出ておるわけでございます。一つの例を申し上げますと、これはある雑誌で紹介しておるわけでございますけれども、老夫婦が重症児の娘をかかへてゐるケースでございますが、非常にきかない話ではありますけれども、大小便もたれ流しをするような娘さんであるが、からだははるかに老夫婦よりも大きく世話がたいへんだ、しかし、近いうちに施設ができて収容してもらえそうだという希望があつたために、今日までがなんばつてきたけれども、今回何かそういうような定義はは

きりしたことによつて、どうもはずれそうだが、うちの娘は入れそうでない、こういう話を聞いて目の前がまっ暗になつたというこういう投書を紹介している雑誌もあるわけでございます。私は確かに親御さんの気持ちはよくわかるわけでございますが、多少動ける子供といふものを、やはりこれは行政指導といふべきか、あるいは行政解釈によつてもこういう施設に収容してやるのが好ましい傾向ではないか。こういう意味におきまして、一級、二級といふことをあまり厳格に考えられまして、多くの方に失望を与えるような気がしますので、その辺の運用についても一度伺いたしたいと思います。

○渥美政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、この重症心身障害児施設に入れるべき方が、片方では、たとへば精神薄弱の度合いが重度の場合には、これは精神薄弱児施設の重度、こういうふうに一応は分類して私どもは進めたいと思つております。しかしながら、たとえば精神薄弱児施設の重度棟におきましても、この施設が充足いたしましたのが昭和三十九年でございまして、まだその収容の施設も非常に少なく、またその定員も非常に少ないという現状でございます。そういう現状でございますので、私どももいたしましては、そういう施設の状態等にもかんがみまして、この法律を施行する実際の段階におきましては、運用につきましてもある程度幅を持ちまして運営していきまして、こういった子供たちの福祉が保たれるように考へていきたい。特に、現在すでに入所をされておる、多少いま申し上げましたようなワケからははずれるような方もいらつしやるかと思つたが、そういった方々がこの施設から追い出されるというようなことはないように運用上十分気をつけてまいりたい、かように思つてございします。

○竹内委員 じゃ、もう一点だけ伺つて、関連です。さつき分類して介護するんだという局長のお話でございますのでお尋ねをいたしたいのです。が、最近ジャーナリズムでもときどき取り上げてゐるいわゆる自閉症の子供たちです。この子供たちは現在それではどういふような取り扱いになるわけですか。

○渥美政府委員 いわゆる自閉症あるいは自閉様症状の子供の問題は、実は、諸外国におきましても、またわが国におきましても、比較的最近取り上げられた問題でございます。一般的に申し上げまして、自閉症あるいは自閉様症状につきましても、精神神経科の領域であらう、かようにいわれておるわけでございます。ただ、その療法自体におきましては、薬物療法等もあり効果もないような報告がありまして、結局、心理療法を中心としてそれらの子供たちに対する治療が進められてゐるという現状でございます。しかしながら、先ほど申しましたように、自閉症自体が精神神経科領域の疾患であるといふふうなために、これは当然精神科つまり精神病院等におきまして治療をするというのが一般的なたてまえと思つてございしますが、いま申し上げましたように、心理療法等によります子供たちの福祉を考へての療法というふうなものが効果的であるといふことでございします。その取り扱ひにつきましては、精神病院で行なうか、あるいはこゝろといった収容施設で行なうか、こういうふうなところは現在議論が分かれてゐるところであらうかと思つてございします。したがらしまして、自閉症あるいは自閉様症状の子供に対する措置につきましては、どうしたらいいかという点につきまして、いま學者の方々、お医者さんあるいは心理學者の方々の意見も十分聞いておるところでございますが、いづかにいたしまして、小児における特殊な疾病であるといふ見地から、これらの施設の確立といふものをはかつてまいらなくてはならない段階がきておる、かように思つておるのであります。そういう意味において、目下検討をして早く手を打ちたいというのが私どもの考へ方でございます。

○箕輪委員 次に、精神薄弱児施設と肢体不自由児施設の在所期間の延長の問題について伺いたいと思ひます。

現在、精神薄弱者や身体障害者のための福祉施設は、入所希望者に比較いたしまして、その入所定員といふものが非常に少ないのであります。特に成人の施設の場合は、これが著しいと言われております。これらの児童福祉施設に入所してゐる児童が成人に達すると、現行の児童福祉法のたてまえでは、施設に在所することができなくなるわけでございますが、今回これを改めて、成人になつても引き続き在所することができるよう改正するといふことでございします。確かに、その趣旨はまことにけっこうであると思ひますが、本来は成人用の重度の福祉施設をさらに増設するのが筋合いではないかと考へるわけでありまして、今回これらの施設の在所期間の延長を行なうところの理由は那邊にあるのか、お尋ねいたしたいと思ひます。

○田川政府委員 今回、精神、それから肢体不自由児の重度の方々の在所期間を延長いたそうとする理由は、精神の場合で申し上げますと、先ほどもちよつと触れましたように、精神の重度の者といひますと、社会的に生活能力もほとんどありませんし、終身保護を必要とするといふような人でございします。でありますから、こういうような方々は、長期にわたつて一貫性を持ってやらなければならぬ、そういう必要がある、単に年齢だけでこれを区分することは必ずしも適當でない、こういうようなことと、それからもう一つは、施設から出ましても、家庭に復帰することが非常に困難である、そういう意味合いから、二十歳を越えても引き続き在所せざることにしようとするわけでございます。それから、肢体不自由児の重度の者につきましては、これもいま局長から説明がありまして、重度の肢体不自由児といひますと、一級、二級、こういうことであります。すわつてゐることもできない、耳も全うだといふようなことであります。そういう特異性から見ますと、なお引き続き医学的管理をもつて療育をする必要があるといふことで、二十歳をこ

えても引き続き在所をさせるといふようなことにしたわけでございます。

〔委員長退席、竹内委員長代理着席〕

○箕輪委員 次に、児童福祉施設の新設の補助について伺いたいします。現在、児童福祉施設の整備につきましては、補助金を交付することによってその助成をはかっているところであると考えますが、これには問題もあるように聞いております。たとえば保育所の補助金の単価にいたしましても、現行の国庫補助金は、一カ所当たり定額で百万円しか交付されておりません。しかしながら、保育所を一カ所建てにいたしましたとしても、さらに相当額の経費を繰ぎ足さなければならぬ現状であります。このような現状につきましても、すみやかに改善をはかる必要があります。また、補助の対象となる施設の数も、さらに増加する必要があると考へておる次第であります。今回、社会福祉法人の設置する児童福祉施設の新設、これにつきましても補助することができるとしたものは、どのような理由によるものか、お尋ねいたしたいと思ひます。

○田川政府委員 児童福祉施設の整備について、新設をする場合に補助をするようにいたしました理由は、たとえば保育所なんかにいたしまして、最近の家族構成から見まして、働きに出られる家庭の婦人が非常にふえてまいりました。そういうことで、保育所について言いますと年次計画を立てまして早急に保育所の整備をする必要がある。また、ただいままでのお話ございましたように、重症心身障害児、精神児、そういうような施設をもっと整備しなければいけない、こういう情勢になつておるわけあります。ところが、公立のような施設には補助がある、しかし社会福祉法人には、増設の場合にはあるけれども、新設の場合にはないというふうな状態でございます。こういう児童福祉施設を整備するには、何といひましても、社会福祉法人でどんどんやつて補つていただく、こういうこともどうしても必要でございます。そういうことを考へて、新設のものにも補助をやらなければ

いけないのではないかとということになつたわけでありましたが、昨年十二月には中央児童福祉審議会の意見もございました。むしろおそきに失したかもしれません。新設のものにつきましても補助をしようということになつたわけでございます。

○箕輪委員 だんだん時間も過ぎてまいりましたので、もう一点だけお尋ねして質問を終わりたいと思ひますが、最後に、現在、児童福祉施設の入所人員は、施設の入所希望者の数から見るとまだまだ不十分な現状にあります。たとえば、精神薄弱児などの心身障害児が入所すべき施設がないために、やむを得ず家庭に放置されていたり、また最近では、各地において都市化が進んでいく現象が見られまして、人手不足あるいは生活水準の向上などによりまして、夫婦共かせぎの世帯が急速に増加しつつあります。そして、子供を預かつてくれるところの保育所を設置してほしいというふうな要望が非常に強いのであります。今回改正しようとするところの民間の児童福祉施設の新設の補助は、主としてどのような児童福祉施設を対象として行なうつもりか。お尋ね申し上げたいと思ひます。

○田川政府委員 児童福祉施設を整備していく重点でございますが、いま御指摘のように、何と言いましても、働く家庭の婦人がふえてきたということでございます。また一般にも保育所をもつとほしいという声もございします。そういうことから、保育所に重点を置いて整備をしていきたい。また重症心身障害児施設も、同様に全国各地からもつとつくらなければならないという声もございします。先ほど来お話ございましたように、収容しなければならぬ人に対する施設が非常に少のうございします。こういうような重症心身障害児の施設を整備するように努力をしてまいらなければならぬと思ひます。と同時に、精神の重度の者あるいは肢体不自由の重度の者に対する施設、そういうものに対して重点的にやつていく方針でございます。

○箕輪委員 以上をもつて質問を終わります。

○竹内委員長代理 次会は来たる三十日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

昭和四十二年五月二十九日印刷

昭和四十二年五月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局